平成２４年（フ）第２４８号
香川県高松市木太町2718番地８
破産者　山内　和夫
１　決定年月日　平成25年４月23日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第６４８号
熊本市西区上熊本２丁目７番28―404号　ロマネスク上熊本Ⅱ、前住所熊本市中央区新町３丁目３番５―1208号　ニューフレックス新町
破産者　田尻　賢志
１　決定年月日　平成25年４月23日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第７３９号
熊本市南区出仲間５丁目４番11号　105、前住所熊本市中央区出水６丁目２番22号　サンマークス出水602
破産者　萱本久仁夫
１　決定年月日　平成25年４月23日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第６３号
北海道室蘭市輪西町１丁目14番１号、開始決定時の住所北海道室蘭市輪西町１丁目６番４号
破産者　小林　正樹
１　決定年月日　平成25年４月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第３２５号
北海道瀬棚郡今金町字今金92番地の10
破産者　上村　寿行
１　決定年月日　平成25年４月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第９１号
北海道北見市留辺蘂町温根湯温泉番外地、住民票上の住所北海道北見市緑ケ丘１丁目９番25号　木下満治方
破産者　加藤　英央
１　決定年月日　平成25年４月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２４年（フ）第７８号
盛岡市青山３丁目26番20号
破産者　安部　昭夫
１　決定年月日　平成25年４月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第５７号
宮城県柴田郡柴田町船岡東３丁目11番17号
破産者　大久　　仁
１　決定年月日　平成25年４月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２４年（フ）第３１号
宮城県東松島市牛網字駅前１丁目49番地22、前住所宮城県桃生郡鳴瀬町高松字西風71番地の１
破産者　遠藤　　忠
１　決定年月日　平成25年４月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２４年（フ）第２６０４号
横浜市旭区今宿南町1972番地　今宿団地４棟301号
破産者　江藤　恵美
１　決定年月日　平成25年４月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６２号
福井県敦賀市櫛林32号15番地の４　ひばりケ丘町
破産者　山本　久美
１　決定年月日　平成25年４月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所敦賀支部

平成２４年（フ）第１７号
長野県小諸市加増２丁目７番２号
破産者　佐藤　　等
１　決定年月日　平成25年４月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２４年（フ）第３４０号
静岡市葵区山崎２丁目７番地の４
破産者　浅場裕見子
１　決定年月日　平成25年４月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１９４号
奈良市紀寺町386番地　岡田ハイツ207号
破産者　松村　政志
１　決定年月日　平成25年４月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第５２号
香川県高松市高松町2083番地４、開始時の住所　香川県高松市香西南町266－１　ルナカーサ101
破産者　木村　幸司
１　決定年月日　平成25年４月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

免責許可決定

平成２４年（フ）第１８５３号
埼玉県川口市大字東内野557番地の１
破産者　関本千賀子
１　決定年月日　平成25年４月23日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３６号
埼玉県入間市大字扇町屋1226番地２県住向原６―607、前住所埼玉県入間市大字上藤沢390番地９小谷野ハイツ202
破産者　椙田　美和（旧姓石田）
１　決定年月日　平成25年４月23日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第４号
千葉県君津市寺沢727番地
破産者　岩間　則子（旧姓椎津）
１　決定年月日　平成25年４月23日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部